

宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会要綱

平成26年5月28日制定 告示第103号

平成27年3月31日改正 告示第59号

(設置)

第1条 宮古市中心市街地拠点施設整備事業に関する事業計画及び諸課題について検討するため、宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び各種団体の代表者又は職員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、第1条の規定による検討が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部復興推進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。